

遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律

[制定 2017.1.17 法律第 14533 号 施行日未定]

[施行 2017.8.17][法律第 14839 号、2017.7.26(他)、他法改正]^{環境省註 1}

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この法は「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する生物多様性に関する協約である名古屋議定書」の施行に必要な事項、並びに遺伝資源及びこれと関連する伝統的知識に対するアクセス・利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分のために必要な事項を定めることにより生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与し、国民生活の向上と国際協力を増進することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法で用いる用語の意味は次の通りである。

1. 「遺伝資源」とは、「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第 2 条第 4 号の遺伝資源をいう。
2. 「伝統的知識」とは、遺伝資源の保全と持続可能な利用に適合した伝統的な生活様式を維持してきた個人又は地域社会の知識、技術及び慣行などをいう。
3. 「アクセス」とは、遺伝資源の標本または実物を獲得し、又は遺伝資源及びこれと関連する伝統的知識 (以下「遺伝資源等」という) に対する情報を収集することをいう。
4. 「利用」とは、遺伝資源等を活用して遺伝資源の遺伝的・生化学的構成成分に関してバイオテクノロジーの適用などの方法で研究・開発を行うことをいう。
5. 「利益」とは、遺伝資源等の利用から生ずる使用料・収入などの金銭的利益及び技術移転、研究結果の配分などの非金銭的利益をいう。

環境省註¹ 2017 年 1 月 17 日付の法律第 14533 号の第 8 条、第 13 条が、2017 年 7 月 26 日付の法律第 14839 号中の規定により改正された (組織名が「未来創造科学部」から「科学技術情報通信部」へ改正された)。

原文タイトル: 유전자원의 접근·이용 및 이익 공유에 관한 법률 (약칭: 유전자원법)

原文リンク: <http://www.law.go.kr/법령/유전자원의접근·이용및이익공유에관한법률>

(最終アクセス日: 平成 29 年 11 月 6 日)

第3条（適用範囲） この法は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

1. ヒトの遺伝資源等
2. 南極地域など国の管轄権が及ばない地域に存在する遺伝資源等
3. 利用外の目的でアクセスする遺伝資源等
4. 遺伝資源等へのアクセス及び利益配分と関連して他の国際条約の適用を受ける遺伝資源等
5. 「特許法」 第87条第1項による特許権が設定登録された遺伝資源等

第4条（国などの責務） ①国は、遺伝資源等の体系的な保護及び管理に必要な政策を策定・施行しなければならない。

②遺伝資源等の提供者及び利用者は、遺伝資源等の重要性を認識し、遺伝資源等の保護及び管理のための国の政策に積極的に協力しなければならない。

第5条（他の法律との関係） 遺伝資源等に対するアクセス及び利益の配分に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法で定めるところによる。

第6条（支援施策の策定） 国は遺伝資源等に対するアクセス及び利用を支援するために次の各号の必要な施策を講じなければならない。

1. 遺伝資源等に対するアクセス及び利用現況の調査
2. 遺伝資源等に対するアクセス及び利益配分手続きに関する国内外の情報の提供
3. 遺伝資源等に対するアクセス及び利用する者の権利の保護
4. その他に遺伝資源等に対してアクセスし、利用する者を支援するために必要な事項

第2章 国内遺伝資源等に対するアクセス・利用及び利益配分など

第7条（国の連絡機関）①「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する生物多様性に関する協約である名古屋議定書」（以下「議定書」という）第13条第1項による国の連絡機関（以下「国の連絡機関」という）とその所管業務は次の各号の通りである。

1. 外交部：「生物多様性に関する協約」事務局との連絡
2. 環境部：遺伝資源等に対するアクセス及び利益配分に関する情報の提供

②第1項により提供する情報の範囲など国の連絡機関の業務遂行に必要な事項は大統領令で定める。

第8条（国の責任機関）①議定書第13条第2項による国の責任機関（以下「国の責任機関」という）とその所管分野は次の各号の通りである。〈改正2017年7月26日〉

1. 科学技術情報通信部：「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」による所管の生命研究資源
2. 農林畜産食品部：「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」による農業生命資源
3. 保健福祉部：「病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律」による病原体資源
4. 環境部：「野生生物の保護及び管理に関する法律」による野生生物分野の生物資源及び「生物多様性保全及び利用に関する法律」による所管の生物資源
5. 海洋水産部：「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」による海洋水産生命資源

②国の責任機関の長は、第1項による所管分野と関連して次の各号の業務を行う。

1. 第9条による届出または変更届出の処理
2. 第12条第1項による国内遺伝資源等に対するアクセス及び利用の禁止又は制限
3. 国内遺伝資源等の利益の公正かつ衡平な配分のための支援

4. その他に国内遺伝資源等に対するアクセス及び利用に関する事項として大統領令で定める事項

第9条(国内遺伝資源等に対するアクセスの届出など) ①国内遺伝資源等の利用を目的としてアクセスしようとする外国人、在外国民、外国の機関及び国際機関とその他これに準ずる者として環境部令で定める者は、大統領令で定めるところにより国の責任機関の長に届け出なければならない。

②第1項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する届出等の手続きを経た場合には、第1項による届出をしたものとみなす。

1. 「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第11条第2項による承認を受け、または同法第13条第1項による届出を行った場合
2. 「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」第18条第1項による承認を受けた場合
3. 「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」第11条第1項による許可を受け、又は同法第22条第1項による承認を受けた場合
4. 「病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律」第16条第1項又は第18条第1項による承認若しくは許可を受け、又は同法第16条第2項による届出を行った場合

③第1項に定める届出を行った者が大統領令で定める事項を変更しようとする場合には、国の責任機関の長に変更届出をしなければならない。

④国内遺伝資源等の利用を目的としてアクセスしようとする内国人は、その遺伝資源等の提供国(遺伝資源等の原産地国としてこれを提供する国又は遺伝資源等を「生物多様性に関する協約」によって適法に取得して提供する国をいう。以下同じ)が大韓民国であるとの確認を受けるために必要な場合など、大統領令で定める場合には国の責任機関の長に第1項及び第3項による届出をすることができる。

第10条(国内遺伝資源等に対するアクセスの届出の例外) 国の責任機関の長は、第9条第1項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、大統領令で定めるところにより関係する中央行政機関の長と協議の上、遺伝資源等に対するアクセスの届出手続きを簡素化する、又は届け出なくてもよい。

1. 人間、動物及び植物の生命や健康を害するおそれがあり、治療剤の開発、食糧確保などのために遺伝資源等の迅速なアクセス又は利用が必要であると認める場合
2. 純粋な研究など非商業的な目的のために遺伝資源等にアクセスする場合。ただし、その目的が変更された場合には遅滞なく第9条第1項によって届け出なければならない。

第11条（国内遺伝資源等の利益の配分） 遺伝資源等の提供者及び利用者は国内遺伝資源等の利益を公正かつ衡平に配分できるように合意しなければならない。

第12条（国内遺伝資源等に対するアクセス及び利用の禁止など） ①国の責任機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、関連する中央行政機関の長と協議の上、国内遺伝資源等に対するアクセス及び利用を禁止又は制限することができる。

1. 「生物多様性保全及び利用に関する法律」第2条第1号の生物多様性（以下この項では「生物多様性」という）の保全及び持続的な利用に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれがあると認める場合
2. 生物多様性の価値と関連して社会・経済的に否定的な影響を及ぼし、又は及ぼす懸念があると認める場合

②国の責任機関の長は、第1項によりアクセス及び利用を禁止する、又は制限しようとする場合には、その対象となる遺伝資源等の禁止又は制限の内容などを告示しなければならない。

第4章 海外遺伝資源等に対するアクセス・利用及び利益配分など

第13条（国のモニタリング機関） ①議定書第17条による国のモニタリング機関（以下「国のモニタリング機関」という）とその所管分野は、次の各号の通りである。〈改正2017年7月26日〉

1. 科学技術情報通信部：「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法

律」による所管の生命研究資源

2. 農林畜産食品部：「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」による農業生命資源
3. 産業通商資源部：「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」による所管の生命研究資源
4. 保健福祉部：「病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律」による病原体資源
5. 環境部：「野生生物の保護及び管理に関する法律」による野生生物分野の生命資源及び「生物多様性保全及び利用に関する法律」による所管の生物資源
6. 海洋水産部：「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」による海洋水産生命資源

②国のモニタリング機関の長は、第1項による所管分野と関連して次の号の業務を行う。

1. 第15条による手続き遵守の届出処理
2. 第16条による手続き遵守の調査及び勧告
3. 海外遺伝資源等を国内で利用しようとする者に対する支援
4. その他に海外遺伝資源等に対するアクセス及び利用に関連する事項として大統領令で定める事項

第14条（海外遺伝資源等に対するアクセス及び利用のための手続きの遵守）①海外遺伝資源等にアクセスして国内で利用しようとする者は、提供国が定めた手続きを遵守しなければならない。

②海外遺伝資源等にアクセスして国内で利用しようとする者は、海外遺伝資源等の利益を当該遺伝資源等を提供した者と公正かつ衡平に配分するように努めなければならない。

第15条（手続き遵守の届出）①海外遺伝資源等にアクセスして国内で利用しようとする者は、第14条第1項による手続きを遵守したことを大統領令で定め

るところにより国のモニタリング機関の長に届け出なければならない。

②第1項による届出は、議定書の締約国として遺伝資源等に対するアクセス及び利用のための手続きを設けた提供国の遺伝資源等にアクセスして国内で利用する場合に限る。

第16条（手続き遵守の調査など）①国のモニタリング機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、海外遺伝資源等を国内で利用する者が第14条第1項による手続きを遵守したかどうかを調査することができる。

1. 提供国から第14条第1項による手続き違反に対する異議申し立てがある場合
2. 第3者から第14条第1項による手続き違反に対する情報提供がある場合
3. 第14条第1項による手続きを遵守しなかったと疑うに値する相当な事由がある場合

②国のモニタリング機関の長は、第1項による調査の結果、必要な場合には、海外遺伝資源等を国内で利用する者に対して第14条第1項による手続きを遵守することを勧告することができる。

③海外遺伝資源等を国内で利用する者は、第1項による調査に協力しなければならない。

④第1項による調査の内容及び方法などは大統領令で定める。

第4章 補則

第17条（遺伝資源情報管理センター）①環境部長官は、遺伝資源等に対するアクセス・利用及び利益配分に関する業務を専門的に行うために情報管理センター（以下「遺伝資源情報管理センター」という）を設置・運営しなければならない。

②遺伝資源情報管理センターは次の各号の業務を行う。

1. 国内外の遺伝資源等に対するアクセス・利用及び利益配分に関する情報の収集、管理、調査及び提供

2. 議定書第 14 条によるアクセス及び利益配分、情報共有システムに対する国内遺伝資源等に関する情報の提供
3. その他に国の連絡機関、国の責任機関、国のモニタリング機関の業務と関連する事項として大統領令で定める事項

③国の責任機関及び国のモニタリング機関の長は、遺伝資源等に対するアクセス及び利益配分に関する次の各号の情報を遺伝資源情報管理センターに提供しなければならない。

1. 第 9 条による届出又は変更届出に関する事項
 2. 第 15 条による届出及び第 16 条による調査・勧告に関する事項
 3. その他に大統領令で定める事項
- ④遺伝資源情報管理センターの設置・運営に必要な事項は大統領令で定める。

第 18 条（協議会の構成・運営）①環境部長官は遺伝資源等のアクセス・利用及び利益配分に必要な事項を関係する中央行政機関の長などと協議するために協議会を構成・運営することができる。

②第 1 項による協議会の構成・運営及びその他必要な事項は大統領令で定める。

第 19 条（情報の保護）①国の連絡機関、国の責任機関、国のモニタリング機関及び遺伝資源情報管理センターの長は、遺伝資源等の提供者と利用者の権利保護のために遺伝資源等に関する情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

②第 1 項による機関及びセンターの長は、大統領令で定める場合を除き、遺伝資源等に関する情報を商業的に利用し、又は他の者に提供してはならない。

第 20 条（国庫補助）国は、遺伝資源等に対するアクセス・利用及び利益配分を促進する事業を施行する機関・法人又は団体に対してその費用の全部又は一部を補助することができる。

第 21 条（財源の確保）国は、遺伝資源等に対するアクセス・利用及び利益配分を促進するための財源確保策を講じなければならない。

第 22 条（手数料）①第 9 条第 1 項・第 3 項及び第 4 項により届出又は変更届出をしようとする者は手数料を納付しなければならない。

②第 1 項による手数料の金額、納付方法及び納付期間などは環境部令で定める。

第 23 条（権限等の委任及び委託）①この法による国の責任機関及び国のモニタリング機関の長の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより所属機関の長に委任し、または他の行政機関の長に委託することができる。

②この法による国の責任機関及び国のモニタリング機関の長の業務は、その一部を大統領令で定めるところにより関係する専門機関・法人または団体に委託することができる。

第 24 条（罰則の適用における公務員擬制）第 23 条第 2 項により委託を受けた業務に携わる専門機関・法人または団体の役職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときには公務員とみなす。

第 25 条（規制の見直し）環境部長官は、次の各号の事項について該当基準日を基準として 2 年ごとに（2 年になる年の基準日と同じ日の前日までをいう）その妥当性を検討し、改善などの措置を講じなければならない。

1. 第 9 条第 1 項による国内遺伝資源等に対するアクセスの届出：議定書が我が国に効力を生ずる日から 1 年が経過した日
2. 第 12 条による国内遺伝資源等に対するアクセス及び利用の禁止または制限：議定書が我が国に効力を生ずる日
3. 第 15 条による手続き遵守の届出及び第 16 条による手続き遵守の調査または勧告：議定書が我が国に効力を生ずる日から 1 年が経過した日
4. 第 28 条による過料：議定書が我が国に効力を生ずる日から 1 年が経過した日

第5章 罰則

第26条（罰則）第12条第1項に違反してアクセス又は利用が禁止され、又は制限された遺伝資源等に対してアクセス若しくは利用した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第27条（没収・追徴）第26条の場合には当該遺伝資源等を没収する。ただし、これを没収することができないときには、その価額を追徴する。

第28条（過料）①次の各号のいずれかに該当する者には、1千万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第9条第1項による届出をしなかった者
 2. 第15条第1項による届出をしなかった者
- ② 第9条第3項による変更届出をしなかった者には500万ウォン以下の過料を賦課する。
- ③ 第1項又は第2項による過料は大統領令で定めるところにより国の責任機関又は国のモニタリング機関の長が賦課・徴収する。

付則<第14533号、2017.1.17>

第1条（施行日）この法は、議定書が我が国に効力を生ずる日から施行する。ただし、第9条から第11条まで、第15条、第16条、第22条及び第28条は議定書が我が国に効力を生ずる日から1年が経過した日から施行する。

第2条（適用例）①第12条及び第14条はこの法律の施行後、遺伝資源等の利用を目的としてアクセスする者から適用する。

②第9条から第11条まで、第15条及び第16条は同規定の施行日以後に遺伝資源等の利用を目的としてアクセスする者から適用する。

第3条（「農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」及び「海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律」施行に伴う経過措置）①第8条第1項第2号のうち「『農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』及び同項第5号のうち「『海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律』による海洋水産生命資源」は、2017年6月27日まではそれぞれ「『農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』及び「『海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律』による海洋生命資源及び『農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』による水産生命資源」とみなす。

②第13条第1項第2号のうち「『農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』及び同項第6号のうち「『海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律』による海洋水産生命資源」は、2017年6月27日まではそれぞれ「『農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』及び「『海洋生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律』による海洋生命資源及び『農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律』による水産生命資源」とみなす。

付則（政府組織法）<第14839号、2017年7月26日>

第1条（施行日）①この法は、公布した日から施行する。ただし、附則第5条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されていたが、施行日が到来していない法律を改正した部分は各々該当法律の施行日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条（他の法律の改正）①から<378>まで省略

<379>法律第14533号遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号及び第13条第1項第1号中「未来創造科学部」をそれぞれ

れ「科学技術情報通信部」とする。

<380>から<382>まで省略

第6条まで省略